

## 議案第55号

### 和解について（大阪港湾局関係）

損害賠償請求事件について、次のとおり和解をする。

#### 1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 社会福祉法人健祥会 被告 大阪市 補助参加人 株式会社大林組 2 大阪地方裁判所 平成25年(ワ)第8932号 損害賠償請求事件	原告は、本市から金562,100,000円で購入した住之江区南港北2丁目18番7の土地(以下「本件土地」という。)上に介護老人福祉施設等の機能を備えた施設(以下「本件施設」という。)を建築するため、本件施設の建築工事(以下「本件工事」という。)に係る業務を補助参加人に委託し、本件工事を開始したところ、本件土地に瓦礫、大型タイヤ等の多数の地中障害物が埋設されていることが判明した。 これを受けて、原告は、本件土地に多数の地中障害物が埋設されていたことにより、当初予定していなかった地中障害物の撤去のほか、本件工事の工法の変更が必要となったとして、本市に対し、地中障害物の撤去及び本件工事の工法の変更に伴い要した費用等に相当する額金134,000,750円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めていた訴訟において、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

#### 2 和解の要旨

本市は、原告に対し、和解金として金80,000,000円を支払う。

令和3年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

## 説 明

損害賠償請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。